

## 追悼

### 竹下守夫先生のご逝去を悼む

明治大学教授・一橋大学名誉教授

上原敏夫

竹下守夫先生（日本学士院会員、一橋大学名誉教授、法務省特別顧問、内閣法制局参与）は、2019年10月2日、都内の病院でご家族に見守られて、生涯を終えられました（享年87歳）。竹下先生から長らく直接のご指導をいただいていた者として、ご関係の皆さまとともに、心より哀悼の意を表します。

わたくしは、一橋大学の3年次学生として、先生の講義及び演習を通じて、民事訴訟法の手ほどきをしていただいて以来、50年近くにわたり公私ともに親しくご指導を賜りました。カンボディア王国に対する法整備支援事業にも、作業部会の委員として、当初より一貫して関わり、開催された部会のすべてに出席し、先生が2017年3月をもって部会長を退任された後は、第5フェーズのプロジェクトにおいて部会長をお引き受けしております。先生には、本年7月にお目にかかり、その際は、執筆中の裁判法に関する著作を年内には脱稿したい、とお話しされるなどお元気でした。その後、直接にご連絡をさしあげる機会がないまま、このたび、突然のご訃報に接し、愕然としております。

竹下先生は、1932年5月18日、東京府荏原郡（現在の東京都大田区）でお生まれになり、都立日比谷高等学校、東京大学法学部、同大学大学院修士課程、司法修習生（11期）を経て、立教大学で10年間教鞭をとられた後、一橋大学に移られ、1996年3月に定年退官されるまで26年にわたり教育・研究に従事され、その後は駿河台大学教授として2010年3月まで在職されました。この間、一橋大学では、評議員、学生部長及び法学部長、駿河台大学では学長及び総長の要職を歴任され、教育・研究だけでなく、大学の運営の面でも多大な貢献をされています。学界においては、日本民事訴訟法学会の理事長を務め、ドイツの諸教授の招聘や、国際学会の開催に中核的役割を果たし、また韓国、中国、台湾などアジア地域からの研究者や実務家を客員研究員として一橋大学に受け入れるなど、学術の国際交流にも尽くされました。

先生のご研究は、広く、判決手続、執行・保全手続、倒産処理手続、さらには裁判法及び司法制度の分野にわたっています。ご論稿は、いずれも、そのテーマにつき先行する研究の成果をすべて吸収し、説得力に富む精緻な議論を粘り強く展開するものであります。とくに、フンボルト財団の招聘によるドイツでの在外研究を機に開始されたドイツの不動産執行制度のご研究を基盤として、強制執行手続の基本問題に関する多くの重厚なご論稿を公表されています（『不動産執行法の研究』、『民事執行法における実体法と手続法』、『担保権と民事執行・倒産手続』）。これらのご研究は、きわめて高く評価され、日本学士院の会員にも選定されておられます。

竹下先生は、その深い学識に基づき、民事執行法、民事訴訟法、倒産手続に関する諸法など、わが国の立法作業にも多大な貢献をされ、法制審議会会長、法務省特別顧問、最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員、内閣法制局参与等を歴任されました。近年の司法制度改革においては、司法制度改革審議会の会長代理として、短期間に集中的に開催された会議のすべてに出席され、民事手続だけではなく司法制度の全般にわたって、数々の重要な提言をまとめられました。その後今日に至るまで提言の多くが実現していることは、皆様にご承知のとおりです。提言の中には、法整備支援事業の推進も含まれています。同事業との関連では、公益財団法人国際民商事法センターにおいて、学術評議員、評議員、顧問を歴任されています。

先生は、上に記しましたように、民事手続法の研究・教育、大学の運営、民事手続に関する立法作業、司法制度の改革、国際的な学術交流など、多くのお仕事に、亡くなる直前まで、全力で取り組まれてきました。先生は、多くの分野にわたり、ここで簡単には書き尽くせないほど多くの偉大な業績を挙げられておりますが、以下では、カンボディア王国に対する法整備支援事業に関して、先生が長年、部会長を務められた民事訴訟法作業部会の活動を振り返ることにより、先生のご功績を偲びたいと存じます。先生は、この分野における顕著なご功績により、カンボディア王国から友好勲章を受けられたほか、個人として第3回JICA理事長賞を、先生を代表者とする民事訴訟作業部会として第8回JICA国際協力感謝賞をそれぞれ受けられております。ご逝去に際し、司法省をはじめ、多くのカンボディアの関係者の方々から、弔意と感謝の言葉が寄せられています。

なお、本誌（ICD NEWS）には、先生ご自身のご論稿（「カンボディア王国民事訴訟法起草支援について」第2号（2002年3月）、「新しいODA大綱と法整備支援」第12号（2003年11月）、「法整備支援の進展と法整備支援連絡会への期待」第31号（2007年6月））と法整備支援連絡会での基調講演の記録（「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」第9号（2003年5月）、「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」第14号（2004年3月））が掲載されています。これらにおいて先生は、カンボディア民事訴訟法の起草作業の基本方針として、①現在の実務を追認するものではなく、民主的法治国家の訴訟原則に基づく法典とすべく、裁判を受ける権利、審問請求権、対審審理、公開審理の保障などの原則を掲げること、②わが国とカンボディアとの共同作業として法案を完成させること、③起草支援と併せて人材養成を兼ねること、を明らかにされています。そして、起草作業の進捗状況を報告されるとともに、支援事業についての国の責任体制を明確にすることの必要性、専門的知識だけでなく責任感が強くモラルの高い人材を得る必要性、作業をサポートするスタッフの重要性、日本以外の支援国や機関（ドナー）との調整・交渉の必要性など、作業の過程で明らかになってきた課題を指摘されています。

竹下先生はJICAからの依頼を受けて、法制審議会での立法作業の経験や米、独、仏などの比較法的研究の素養がある中堅の研究者を、出身大学を問わず、広く学界全体から

集められ、民事訴訟法の全面改正を法務省参事官として担当した裁判官にも委嘱して、作業部会を構成されました。竹下先生が民事訴訟法作業部会の部会長を引き受けられたのは、おそらく故三ヶ月章先生のご推薦によるものと思われます。三ヶ月先生が後輩の研究者の中で竹下先生を一番に信頼されていたことは、令夫人の光子様が竹下先生のご葬儀に寄せられた弔電の文面からもうかがえます。三ヶ月先生は、明治時代以来、欧米の法を継受して近代化を遂げたわが国のなすべき国際貢献として、アジア諸国に対する法整備支援事業の重要性を繰り返し説いていらっしやいました。竹下先生は、責任者をお引き受けするにあたり、「三ヶ月先生から、けっして威張ってはいけないよ。」と注意された、とにが笑いしながら話されていました。竹下先生は、普段から、すべての人に対し、その立場を尊重して細やかな心遣いをされる方であり、威張るなどということは到底考えられず、三ヶ月先生も、そのような注意が必要と思われたわけではなく、わが国の考え方を押し付けるのではなく、対象国の方々と十分に協議をしながら、協同して対象国にふさわしい法制度を作り上げてゆく、というわが国の法整備支援事業の基本姿勢を、三ヶ月先生らしく率直に表現されたのではないかと想像いたします。

竹下先生は、この基本姿勢を忠実に守っておられました。本事業を開始した直後には、カンボディアの人達から様々な質問が出され、中には専門家としては首をかしげるような内容のものもなかったわけではありませんが、竹下先生は、どのような質問に対しても、辛抱強く、噛んで含めるように、懇切丁寧な説明を繰り返されていたことが思い出されます。また、わが国の現在の法理論や実務を背景として、とかく細部にわたる高度な意見を述べがちな部会委員や現地派遣専門家に対しては、カンボディアでは将来に向けた人材育成も重要な課題なのであるから、教育的配慮も加味して、基礎的な事項に重点を置いてわかりやすい説明を心がけるように、と指導されていました。

民事訴訟法作業部会は、1999年1月9日の第1回会議に始まり、竹下部会長の下で18年にわたり112回開催されました。この間に、部会委員がプノンペンに赴き、カンボディアの起草担当者や実務家等と意見を交換する現地ワークショップは18回を数え、また、カンボディアの起草担当者等を日本に招いて行う本邦研修は、ほぼ毎年のように行われ、作業部会の委員もその講師を務めました。JICAの法整備プロジェクトの第1フェーズ（1999年3月－2003年3月）では、民事訴訟法（判決手続及び執行・保全手続）の条文案を作成し、また、法典全体の体系的理解を容易にするために、『カンボディア民事訴訟法要説』を執筆しました。第2フェーズ（2004年4月－2008年4月）、第3フェーズ（2008年4月－2012年3月）では、人事訴訟法、民事過料手続法、民事非訴訟事件手続法、の各条文案を起草しました。これらは、カンボディアにおいて法律として成立し、施行・適用されています。このほか、起草した裁判寄託法は、その規律内容がカンボディア司法省の省令となりましたが、その後、裁判寄託と民法典における供託とを併せた供託法の立法作業をカンボディア司法省が開始することになり、これまでとは異なり、民事訴訟法作業部会は、第4フェーズ（2012年4月－2017年3月）に

かけて、カンボディア側の作業に対して助言をする、という立場で関わってきました。執行官法の草案も完成しております。

作業部会は、主に、霞が関の赤レンガの建物の中の法務総合研究所の会議室において、土曜日の午後を目一杯使って4～5時間を費やすことが多く、夏季には、午前中から夕方まで集中的に作業をしたことも何日かありました。多くの研究者委員が、法科大学院の開設その他で本務がますます多忙になる中で、日程調整は困難でありましたが、作業部会への全員出席、開始時刻の厳守という大原則が最後まで守られていました（一般には委員が揃ってから座長が着席する会議が多いと存じますが、座長としての竹下先生は、開始時刻の前から席に着かれておられるので、遅刻するわけにはいきません。）。衆知を集めて問題点を集中的に議論し、解決を先送りすることなく結論を得て次のステップに進むことを重視された先生のご方針によるものです。前述した現地ワークショップへの参加も、必ず複数の部会委員が参加し、その場で出される様々な質問・意見に的確に応答できるように、配慮されていました。竹下先生は、民事訴訟法その他につき、法の目的、趣旨、最も重要な基本原則などを宣言する条文案は、自ら原案を書き下ろされ、また、現地ワークショップにも1999年の第1回をはじめとして、何度も参加されました。

振り返りますと、膨大な時間を費やす密度の濃い作業を、全員が長期間にわたってよくなしえたものと思います。これも、率先垂範、任務に対する強い責任感、ゴールを見据えた周到な計画にもとづく作業の推進——これには先生の法制審議会部会長としてのご経験が十分に活かされています——といった先生のご姿勢が、部会委員全員を鼓舞し、力の結集につながったからでありましょう。また、作業を開始した当初は、それまで法整備支援というソフト面の支援事業にほとんど経験がなかったJICAの事務担当者と研究者を中心とする作業部会との間の意思疎通が十分とはいえない事態が生ずることもありました。竹下先生は、事態を直視し、必要な場合はJICAの責任者に対して直接に申し入れをされるなどして、皆が気持ちよく作業に集中できる環境が整うよう、配慮してくださいました。あるときの作業部会の席上で、JICAの担当者を前に、「私は、部会長として、部会委員に対して全面的に責任を負っている。委員の皆さんが一致して協力を惜しまない、この作業部会を誇りに思っている。」と、温厚な先生としては珍しく、強い口調で述べられたことが、印象に残っております。このことが部会委員の士気を高めたことは、いうまでもありません。

他方で、上に述べた先生のご姿勢は、義務感だけに基づくものではなかったようにも思われます。はからずも学長、総長に就任し、大学教育の現場を離れざるをえなかった先生にとっては、作業部会で、後進の者たちと、広く理論と実務の両面から、民事訴訟法上の様々な問題につき深く議論をすることが、楽しみなご様子でもありました。組織を動かす能力や調整力に長けておられた先生ですが、研究者の立場からあるべき法及び理論を徹底的に究明することの重要性を、本事業のような実践的な作業の場でも、常に意識されていたのだと思います。また、先生は、若い方と食事とお酒を共にし、歓談することを大変好

まれており、作業部会の関係でも、ご多忙な中、折に触れて肩の凝らない懇親の場を設けてくださいました。このようなことも、作業部会が和やかな雰囲気です長期間一体感を持ち続けることができた理由と思います。

竹下守夫先生、長い間、ご指導いただき、ありがとうございました。どうか、わが国の法整備支援事業の今後の展開と事業に関わる人々の活躍をお見守りください。